

館山市広報有料広告取扱要領（令和8年度発行分）

（趣旨）

第1条 この要領は、館山市有料広告掲載要綱（平成20年館山市告示第48号。以下「要綱」という。）に基づき、館山市が発行する広報紙「だん暖たてやま」（以下「広報紙」という。）に掲載する有料広告の取扱について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告 広報紙に掲載する有料広告をいう。
- (2) 広告主 広告掲載の決定を受けた申込者であり、広告料を負担して、広報紙に広告を掲載する者をいう。

（広告を募集する広報紙）

第3条 広告を募集する広報紙は、令和8年5月号から令和9年4月号までの12号とする。（特別号を除く。）

（掲載可能な広告等の範囲）

第4条 広報紙に広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザインの範囲は、要綱及び館山市広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

2 市税の滞納がある者の広告は掲載しないものとする。

（広告の禁止事項）

第5条 広告では次の各号に掲げるものを禁止する。

- (1) 広報紙を閲覧した者（以下「閲覧者」という。）が記事の一部であるかのような混同するおそれがあるもの。
 - ア 広報紙と類似の字体を使用するもの
 - イ 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が市の事業であると錯覚しやすいもの
- (2) 第2条第2号に規定する広告主以外の広告（広告主のほか、広告主以外の法人及び個人事業主の名称が入っている広告を含む。）
- (3) 市が推奨しているような誤解を生じるおそれがあるもの

（広告の規格及び位置等）

第6条 広告の大きさは、次に掲げる大きさとする。

- (1) 1枠広告 縦45ミリメートル、横85ミリメートル
 - (2) 2枠広告 縦45ミリメートル、横174ミリメートル
- 2 広告を掲載する位置は、2色刷りページに設置する有料広告枠内と

する。

3 それぞれの広告の掲載位置は、市長が決定する。

4 広告の色は、シアンと黒の2色以内とする。

5 市長は、前2項の規定にかかわらず、広報紙の編集上支障があると認めるときは、広告を掲載するページ及び広告の色等を変更することができる。

(募集する広告の数)

第7条 広告の掲載は、1号につき原則20枠とする。ただし、広告の枠を追加することができる。

2 広告主が、一つの号に掲載できる広告は、1枠広告又は2枠広告のいずれかとする。

3 広告主は、複数の号に広告を掲載することができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告は広報紙及びホームページ等で募集し、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、館山市広報広告掲載申込書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、次条で定める期間に秘書広報課に提出しなければならない。

2 申込者は、広告を募集中の複数号に掲載を申し込むことができる。

(申込期間)

第9条 広告の申込期間は令和8年1月5日から2月27日までとする。ただし、募集する広告の数に達していない場合は、この限りではない。

(掲載の決定)

第10条 市長は、第8条第1項に既定する広告掲載の申し込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。なお、決定後の掲載号及び広告枠の大きさの変更は、認めない。ただし、変更理由が申込者の責によらない場合で、協議により必要があると認められるときは、決定事項を変更できるものとする。

2 掲載が適当と認められた広告の申し込みが、第7条第1項で定めた枠を超える場合には、原則として要綱の規定に準ずるものとする。

3 同一順位に該当する広告が複数あって、掲載が適当と認められたものがなお4枠を超える場合には、抽選で掲載する広告を決定する。

4 2枠広告が含まれ、掲載順位によって掲載する広告を決められないときには、市長が定める方法で掲載する広告を決定する。

(原稿の提出)

第11条 版下原稿は広告主が用意すること。広告料に版下原稿の作成費用は含まない。

2 広告主は、市長が指定する期日までに、「Windows日本語版、Adobe InDesign」で取り込むことのできる次の形式で作成した版下原稿を秘書広報課に提出するものとする。

ア 「Adobe」ソフト形式

保存形式は「.ai」、「.eps」、「.psd」または「.pdf」とする。

写真や画像（イラスト等）を貼り込んだ場合、そのデータも別途提出すること。

イ 画像形式

保存形式は「.jpg」、「.png」または「.tiff」とする。

各形式とも解像度は、「原寸で200～350dpi」が望ましい。また、必要に応じて規定寸法内で枠線を付けること。（トンボ不要）

なお、原稿によっては、別形式で再提出を求めるものとする。

（広告料）

第12条 広告料の額は、次に掲げる額とする。ただし、市内に事業所、営業所などを有しない事業者については5割増しとする。

(1) 1 枠広告 9,000円

(2) 2 枠広告 18,000円

（複数号掲載による特典）

第13条 年度内に発行される広報紙の複数の号に広告を掲載する場合、掲載枠数に応じて、申込時に別表に掲げる特典を一つ選択することができる。なお、決定後の特典の変更は、認めない。

（広告料の納入）

第14条 広告主は、第10条第1項の規定による掲載決定を受けたときは、市長が指定する期日までに広告料を全額納入しなければならない。

（広告内容、デザイン等の協議）

第15条 広告の内容、デザイン等については、市又は広報紙の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議すること。

（広告内容等の変更）

第16条 市長は、広告の内容、デザイン等が法令又は要綱に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱第3条第2項に基づく基準に照らして不適切と判断したときは、広告主に対して広告

の内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに掲載料を納入しないとき
- (2) 広告主が指定する期日までに版下原稿を提出しないとき
- (3) 市長が、広告掲載が適切でないと判断したとき
- (4) 広報紙の編集・発行上支障があるとき
- (5) 広告主から次条に規定する広告掲載の辞退の申し出があったとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において広告主に損害が生じても一切の責任を負わない。

(広告掲載の取り下げ)

第18条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げようとするときは、掲載を取り下げようとする広報紙の発行日の30日前までに、館山市広報広告掲載取下申出書（別記第3号様式）により市長に申し出なければならない。

(掲載料の還付)

第19条 納付済みの広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に還付することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により還付する広告掲載料は、別に定める。
- 3 第1項ただし書きの規定により還付する掲載料には利息を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てにつき権利処理を完了していることを、市長に対して保証するものとする。

(免責事項)

第21条 火災及び地震、水害、落雷等の天災により、広告の掲載が一定期間停止する場合にあっては、当該停止期間に係る広告料の返還、損害等を市に請求することができない。

(市のインターネット媒体で公開する広報紙の広告の取扱)

第22条 市がインターネット媒体で公開する広報紙には、広告を掲載しないものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第13条）

第6条に規定する2枠広告1枠分の広告は、1枠広告2枠分の広告に換算して計算する。

(1) 広告料の割引

広告料の総額から、次の表のとおり、広告料を減じる。

広告掲載枠数	広告料の総額から減じる額
2枠から11枠	0円
12枠から17枠	9,000円
18枠から22枠	18,000円
23枠から24枠	27,000円

(2) 市ホームページへのバナー広告掲載

館山市ホームページ広告取扱要領に基づくバナー広告について、次の表の期間、無料で掲載する。

広告掲載枠数	バナー広告掲載期間
2枠から11枠	なし
12枠から17枠	3か月
18枠から22枠	6か月
23枠から24枠	12か月

ただし、館山市ホームページに掲載する内容及び申込は、館山市ホームページ広告取扱要領によること。

別記

第1号様式

(第8条第1項)

館山市広報広告掲載申込書

年 月 日

館山市長 様

申込者 住所（事業所所在地）

氏名（会社名・団体名）

代表者名

電話

館山市広報広告掲載の申込みを行うにあたり、館山市広報有料広告取扱要領、館山市有料広告掲載要綱及び館山市広告掲載基準を遵守し、館山市広報有料広告取扱要領第8条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載を希望する号及び大きさ

ア 複数号にすべて同じ大きさで掲載を希望する場合

該当する箇所に○印を付けてください。

掲載号：12号全て・5月・6月・7月・8月・9月・

10月・11月・12月・1月・2月・3月・4月

大きさ： 1枠広告・ 2枠広告

イ 複数号に異なる大きさで希望する場合

月号・枠広告	月号・枠広告

(裏面に続く)

2 複数号掲載による特典（第13条）

希望するいずれか1つに○印を付けてください。

※2 枠広告1枠分の広告は、1枠広告2枠分に換算して計算します。

ア 広告料の割引

広告掲載枠数	割引額
2枠から11枠	0円
12枠から17枠	9,000円
18枠から22枠	18,000円
23枠から24枠	27,000円

イ 市ホームページへのバナー広告無料掲載

広告掲載枠数	掲載期間
2枠から11枠	なし
12枠から17枠	3か月(18,000円相当)
18枠から22枠	6か月(36,000円相当)
23枠から24枠	12か月(72,000円相当)

※「イ 市ホームページへのバナー広告無料掲載」を選択した場合、追加で「館山市ホームページ広告掲載申込書」と「誓約書」の提出が必要です。

3 添付書類

- (1)掲載しようとする広告の案
- (2)業務内容等を明らかにする書類（会社案内、パンフレット等）
- (3)館山市税の納税証明書

※ 申込者の市税等の納税状況（納税義務の有無を含む）について、館山市の保有するデータで確認することに同意する場合、及び申込者が館山市の入札参加資格を有する場合（次の該当項目にチェックをしてください）は、納税証明書の添付は不要です。

納税証明書を添付しない場合の理由

<input type="checkbox"/>	私、当社又は当団体の市税等の滞納状況（納税義務の有無）について、館山市が保有するデータで確認することに同意します。
<input type="checkbox"/>	私、当社又は当団体は、館山市の入札参加資格を有しています。

- (4)館山市ホームページ広告掲載申込書及び誓約書

※ 複数号掲載による特典で「イ 市ホームページへのバナー広告無料掲載」を選択した場合のみ。

第2号様式

(第10条第1項)

第 号
年 月 日

様

館山市長 森 正一 印

館山市広報広告掲載・不掲載決定通知書

館山市広報有料広告取扱要領第10条第1項の規定により、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

1 掲載内容等

(1) 掲載号及び大きさ

月号・枠広告

(2) 原稿提出期限

(3) 広告料

円

(4) 広告料納入期限

年 月 日

2 掲載しない場合の事由

第3号様式

(第18条)

館山市広報広告掲載取下申出書

年 月 日

館山市長

様

申出者 住所（事業所所在地）

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で決定のあった広告
の掲載について、館山市広報有料広告取扱要領第18条の規定により、
次のとおり取り下げを申し出ます。

記

1 取下げをする号及び大きさ

月号・枠広告

2 取下げをする事由